

# 認定こども園移行について 説明会

【あげな】



令和2年

こども部 こども未来課

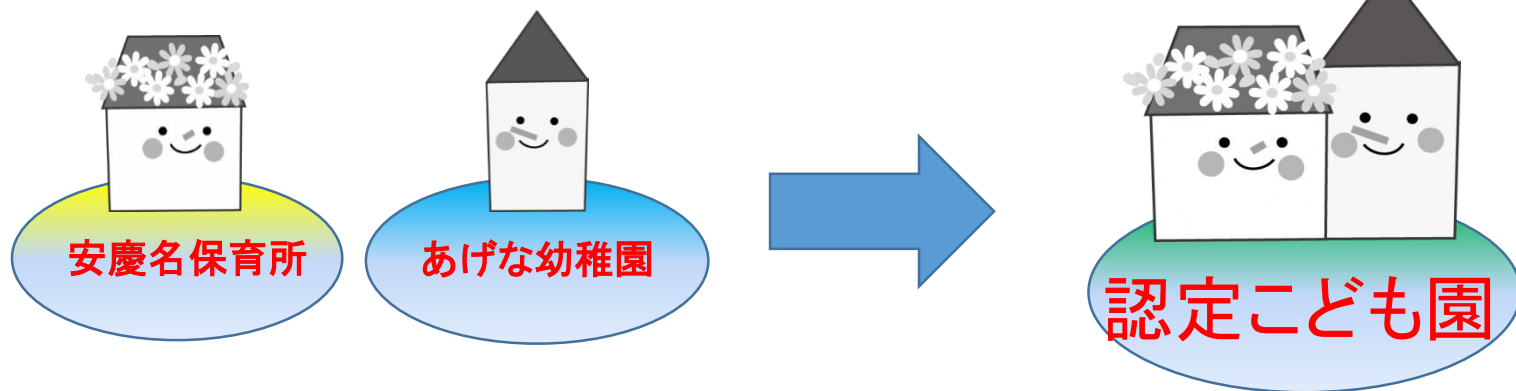


こども未来課 TEL:989-5313



# 認定こども園移行計画

「令和3年4月1日」に、あげな幼稚園と安慶名保育所を、1つとした公立の(仮称)あげな認定こども園へ移行を計画しております。



# 1号・2号・3号認定について

各施設を利用する際には、1号認定及び2号認定、3号認定を受ける必要があります。

## 1号認定

○3歳～5歳(就学前まで)

○「保育を必要とする事由」に該当しない方

幼稚園  
認定こども園

## 2号認定

○3歳～5歳(就学前まで)

○「保育を必要とする事由」に該当する方

- ①就労(月64時間以上)
- ②就学 ③自営業の方
- ④産前・産後
- ⑤育児休業中
- ⑥同居親族の看護・介護の方
- ⑦求職活動中の方

保育所  
認定こども園

## 3号認定

○0歳～2歳

○「保育を必要とする事由」に該当する方

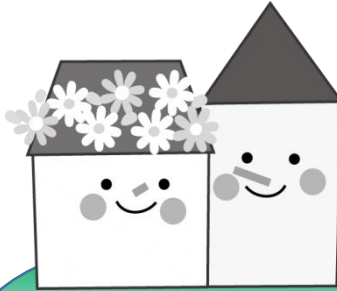
- ①就労(月64時間以上)
- ②就学 ③自営業の方
- ④産前・産後
- ⑤育児休業中
- ⑥同居親族の看護・介護の方
- ⑦求職活動中の方

保育所  
認定こども園

# 認定こども園とは？



保育所  
0歳～5歳



認定こども園  
0歳～5歳



幼稚園  
3歳～5歳

就労等により家庭保育ができない保護者が利用

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設

0～2歳は家庭保育できない保護者が利用  
3～5歳は利用条件なし

利用条件なし

## 認定こども園移行計画

- ① 幼児教育の充実とともに保育ニーズへの対応、また、現在の子育て家庭が求める機能を強化・充実を果たすため、あげな幼稚園と安慶名保育所を1つの認定こども園として移行を計画します。  
(受入園舎については、保育所園舎にて、0歳児～2歳児、幼稚園園舎にて3歳児～5歳児を受入れます。)
- ② (仮称)あげな認定こども園の運営は、公立で行います。  
(※これまで同様に市の職員が教育・保育を行います)
- ③ あげな幼稚園と安慶名保育所は、(仮称)あげな認定こども園へ、『令和3年4月1日』に移行します。

## ◎認定こども園へ移行した場合の利点

- (1) 3歳～5歳児は保護者の就労状況に関係なく利用することができます。
- (2) 延長保育、土曜保育の実施、4月1日からの受け入れ及び夏休み等でも教育・保育を利用できます。
- (3) 食育の観点から全ての児童へ食事の提供を実施します。
- (4) 地域の子育て相談などの子育て支援の役割を果たします。

## (仮称)あげな認定こども園の受入れ規模について

令和2年度 受入児童数(9月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
あげな幼稚園 1号認定	なし	なし	なし	6名	3名	7名	16名	46名
2号認定 (預かり保育)	なし	なし	なし	3名	3名	24名	30名	
安慶名保育所	3名	18名	18名	22名	22名	10名	93名	

令和3年度 (仮称)あげな認定こども園 受入児童定員数(予定) (案)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
あげな幼稚園園舎 1号認定	なし	なし	なし	1クラス	1クラス	2クラス	4クラス
2号認定	なし	なし	なし				
安慶名保育所園舎	3名	18名	18名	なし	なし	なし	39名

# (仮称)あげな認定こども園の利用形態

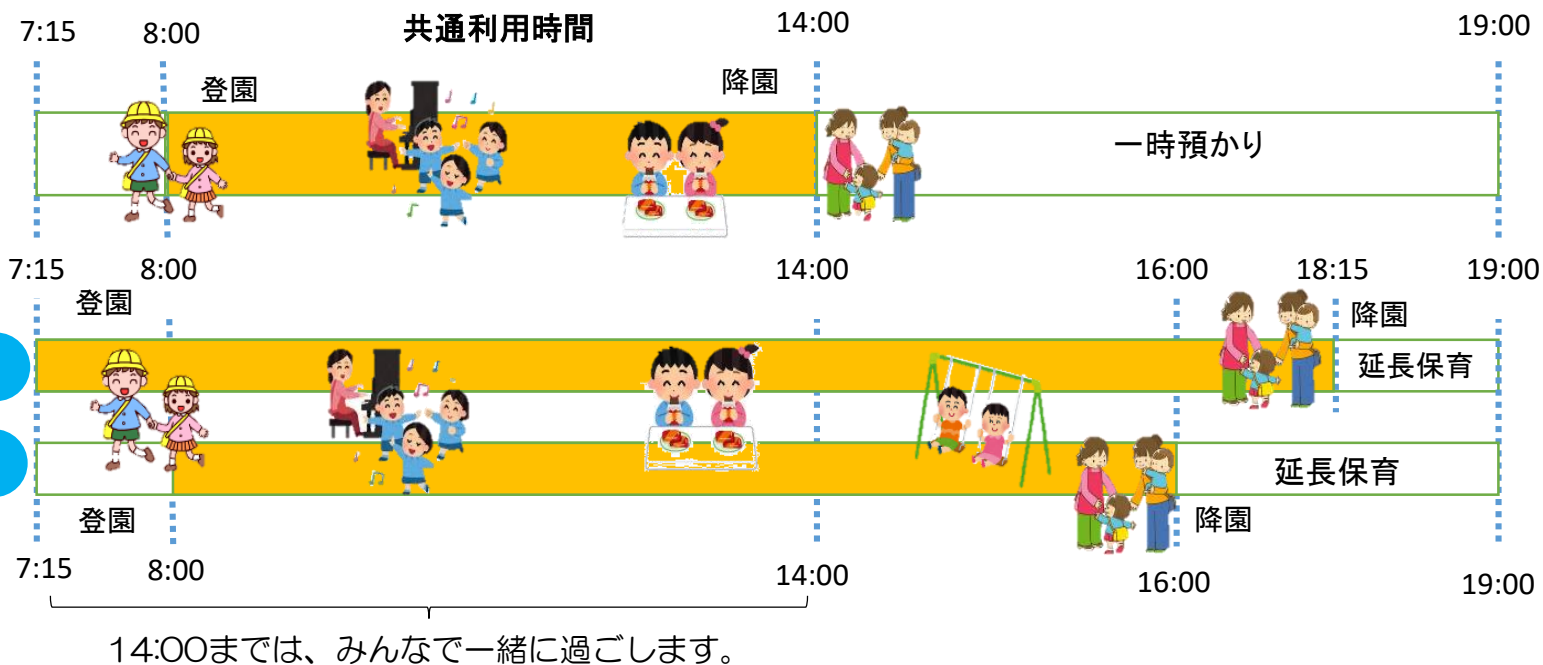
◎利用形態は下記のとおりとなります。


	① 1号認定	2・3号認定	
	教育標準時間	② 保育標準時間	③ 保育短時間
受け入れる子ども	3歳～5歳	0歳～5歳	0歳～5歳
入園(所)開始	入園式:4月1日 入園開始:小学校の始業式	4月1日	4月1日
土曜保育の受け入れ	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり	あり
春休み・夏休み・冬休みの保育	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり	あり
利用時間	8:00 ～ 14:00	7:15 ～ 18:15	8:00 ～ 16:00
延長保育	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり (実費徴収)	あり (実費徴収)
食事	5日間 (月曜日～金曜日)	6日間 (月曜日～土曜日)	6日間 (月曜日～土曜日)

※保育標準時間・保育短時間については、参考資料を最終ページに添付しております。



# (仮称)あげな認定こども園の利用時間



※  は基本となる利用時間です。

認定区分	利用時間
1号認定(教育標準時間)	8:00 ~ 14:00
2・3号認定(保育標準時間)	7:15 ~ 18:15
2・3号認定(保育短時間)	8:00 ~ 16:00

## (1) 保育料(利用者負担)について

保育料(利用者負担)については、これまでの幼稚園又は保育所の保育料の負担の考え方と変わりはありません。

**0歳～2歳** → 市民税(所得割)等により**世帯によって異なります**。

**3歳～5歳** → 基本的に、『**無償**』となります。

- ※ 認定こども園への移行により、保育料(利用者負担)が高くなることはありません。
- ※ 保育料とは別に、給食費等の実費徴収があります。

## (2) 実費徴収について(案)

保育料とは別で、下記については、実費徴収することとなります。

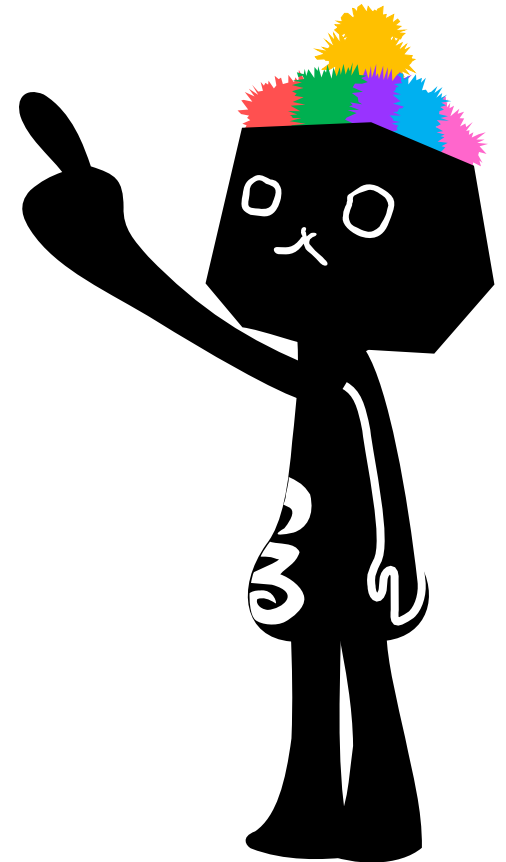
	1号認定児	2号認定児	3号認定児
給食費	主食費 500円 副食費 3,500円	主食費 500円 副食費 4,500円	なし ※保育料に含まれるため。
延長保育料	なし	60分以内 300円 月額(60分)3,000円	60分以内 300円 月額(60分)3,000円
一時預かり保育	半日 400円 一日 800円	なし	なし
その他	文房具等、保育に必要なものに係る費用 行事(遠足の入場料等)に係る費用		

※ 料金については調整中となっており、変動することがあります。

※ 地域の子育て支援で利用される一時預かりについては、料金が異なります。

# よくある質問！

---



# よくある質問！

Q1 認定こども園になることのメリットは？

## 【回答】

3歳児から5歳児の利用児童の保護者が、働いている、いないに関わらず利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を中断すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされ、子どもの保育環境に大きな影響を与える場合があります。しかし、認定こども園では、同じ施設を継続して利用することが可能となり、こうした問題が解消されます。

また、「すべての子育て家庭の支援を行う施設」としての役割を担いますので、就学前の子育ての悩みや不安、小学校へ入学後の子どもの成長に応じた子育ての悩み等、保護者が気軽に相談できる施設となるよう取り組んでいきたいと考えています。

※0歳児から2歳児は、「保育を必要とする事由」が必要となります。

例えば・・・

- ① あげな保育所を3歳～5歳児で利用している保護者が年度途中で会社を退社する場合、その翌月からあげな保育所を退所せざるを得なくなります。しかし、認定こども園の場合、保護者の希望があれば1号認定として同じ施設を利用することができます。（利用時間等に変更はあります）
- ② あげな幼稚園を1号認定で利用している保護者が、就労に伴い2号認定になった場合、既存の公立幼稚園では、土曜日保育等がないため不都合が生じる場合があるが、認定こども園となった場合には、2号認定として土曜日まで同じ施設を利用することができます。

# よくある質問！

Q2 市内に住んでいるが、校区外からの入園は可能か。

## 【回答】

認定こども園では、原則市内のどの区域からも入園可能ですが、(仮称)あげな認定こども園では、1号認定のみ校区内のお子さんを優先的に受け入れる予定です。

なお、2号認定のお子さんは通常の保育所入所選考と同様、基準点の高い人からご案内いたします。

Q3 現在、既存園に通っているが、在園児は継続して入園できるのか。

## 【回答】

今回の認定こども園移行において、現在すでに既存園を利用しているお子さんについては、継続して利用が可能です。



# 保育標準時間及び保育短時間について

それぞれの区分に応じて、認定こども園の利用形態が異なります。

## ① 1号認定

幼稚園

認定こども園

## 2・3号認定

保育所

認定こども園

### ② 保育標準時間

・月あたり120時間以上就労する方 など

### ③ 保育短時間

・月あたり64時間以上120時間未満就労する方  
・育児休業中の方  
・求職活動中の方 など